

京都市美観風致審議会条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第38号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市美観風致審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第38号

京都市美観風致審議会条例の一部を改正する条例

京都市美観風致審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)